

長岡京市水道給水条例の一部を改正する条例

長岡京市水道給水条例（昭和４８年長岡京市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（工事費用の算出及び<u>精算</u>の方法） 第９条 管理者が施工する給水装置工事の工事費は、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費、工事監督費及び間接経費の合計額とし、工事しゆん工後に<u>精算する</u>。ただし、分岐<u>及び撤去</u>の工事費は、管理者が別に定める分岐口径別の金額（以下「分岐プール額」という。）とする。 ２～４ 【略】 <u>（料金の前納）</u> 第２８条 管理者は、臨時給水その他の理由により必要があると認めたときは、給水装置の使用の申込みの際、別に定める料金を前納させることができる。 <u>２ 前項の規定により前納した料金は、使用中中止の届出のときに精算するものとする。ただし、使用中中止の届出がない場合は、管理者が使用中中止の状態にあると認めたときにこれを精算する。</u>	（工事費用の算出及び<u>清算</u>の方法） 第９条 管理者が施工する給水装置工事の工事費は、材料費、運搬費、労力費、道路復旧費、工事監督費及び間接経費の合計額とし、工事しゆん工後に<u>清算する</u>。ただし、分岐の工事費は、管理者が別に定める分岐口径別の金額（以下「分岐プール額」という。）とする。 ２～４ 【略】 <u>（臨時使用の場合の概算料金の前納）</u> 第２８条 <u>工事その他の理由等により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際、管理者が別に定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。</u> <u>２ 前項の概算料金の納付後において、使用水量が著しく多い場合は、管理者は、概算料金を増額して追加納付させるものとする。</u> <u>３ 前２項の概算料金は、水道一時使用の廃止の届出があつた後に清算し、過不足のあるときは、還付又は追徴する。</u>

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の長岡京市水道給水条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申込みに係る工事費及び料金から適用し、同日前に受け付けた申込みに係る工事費及び料金については、なお従前の例による。